

太田市看護師養成所運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、看護師養成所運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、次に掲げる者が設置する看護師養成所（以下「養成所」という。）の運営に要する経費の一部について補助金を交付することにより、養成所の強化及び充実を促進し、地域医療における質の高い看護従事者の養成・確保を図ることを目的とする。

(1) SUBARU健康保険組合

(2) 学校法人平成学園

(補助対象経費)

第3条 補助金交付の対象となる経費は、養成所の運営に要する経費のうち、交際費、食糧費（酒食を伴うものに限る。）及び内部留保金を除いた経費とする。

(補助率及び補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の総額の2分の1以内（養成所1箇所当たりの補助金限度額は383万400円に学年ごとの生徒数（当該年度の4月15日現在における学年ごとの人員又は定員のいずれか少ない数）を合計した数に9,000円を乗じて得た額を合計した額）を基準とし、予算の範囲内で交付する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(剰余金の返還)

第5条 補助対象者は、事業変更により補助対象経費に減額が生じた場合は精算し、剰余金を返還しなければならない。

(補助金の経理)

第6条 補助対象者は、補助事業に係わる収入及び支出を他の経理と区分し、補助金の用途を明確にしておかなければならない。

2 補助対象者は、前項の収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市看護師養成所運営費補助金交付要綱（平成13年3月26日太田市制定）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付を受けた養成所については、第6条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。